五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十号の二及び第十号の三	四十七万七千円
第十号の二、第十号の三及び第七十七号	四十七万七千円
第十号の二及び第七十七号	三十五万二千円

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（新設）

告　示

内閣府
○文部科学省
厚生労働省告示第一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一　趣旨 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。 この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。 一　幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 1　幼稚園教育要領（平成二十九年文部科学省告示第六十二号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 2　［略］	第一　趣旨 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）は、幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、幼稚園及び保育所等のうち、就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定こども園として認定する仕組みを設けるものである。 この幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）については、地域の実情に応じた選択が可能となるよう、次に掲げる類型を認めるものである。 一　幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 1　幼稚園教育要領（平成二十年文部科学省告示第二十六号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 2　［同上］